

富山市 都市マスタープラン

公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり

ごあいさつ

富山市長 森 雅志



富山市は日本海側のほぼ中央に位置し、水深1,000mの富山湾から標高3,000m級の北アルプス立山連峰まで、標高差4,000mの雄大な自然を誇り、製菓業をはじめとする様々な産業基盤や高度な都市機能、多様な文化・歴史を併せ持つ日本海側有数の中核都市として発展を続けております。

また、本市では、人口減少と少子・超高齢社会の進行を見据え、将来にわたって持続可能な都市の構築を目指し、全国に先駆けて「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」に取り組んでまいりましたところ、近年、都心地区や公共交通沿線居住推進地区を中心に人口の社会増が続いているほか、市内の全用途において平均地価の上昇が見られるなど、コンパクトなまちづくりの効果が現れ始めております。

これらの取組は2008年(H20)に策定した都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示す「富山市都市マスタープラン」を基軸としており、本計画は都市計画分野だけでなく様々な施策の推進において重要な役割を果たしてきました。

今後、コンパクトなまちづくりをより一層推進するためには、計画策定から10余年の間に行われた都市計画の変更や上位・関連計画との整合などを図ることが必要であることから、このたび「富山市都市マスタープラン」を見直すことといたしました。

本計画の推進により、さらなる都市機能の集積や公共交通サービスの充実を図ることで、誰もが暮らしの豊かさを感じ、安全で、魅力的な、質の高い「まち」が持続していくことを目指して、これからも市民、事業者、行政の協働のもとに、都市の諸課題に先駆的に取り組んでまいり所存です。

終わりに、本計画の見直しにあたりまして、市民説明会やパブリックコメントなどを通して参画いただいた市民の皆様、並びに貴重なご提言をいただきました富山市都市計画審議会委員の皆様方に、心から感謝申し上げます。

2019年(H31)3月



あいさつ

序 はじめに ……5**第1章 都市マスタープランとは** ……6

1. 目的 ……6

2. 位置付け ……6

3. 対象区域 ……7

4. 目標年次 ……7

5. 構成 ……7

第2章 富山市の概況 ……8

1. 位置・地勢・沿革 ……8

2. 都市計画の現状 ……9

第1編 全体構想 ……11**第1章 まちづくりの理念と目標** ……12

1. 富山市の市街地の特性 ……12

2. まちづくりの理念 ……22

3. まちづくりの目標 ……29

4. 生活像 ……30

第2章 将来都市構造 ……32

1. 地域生活圏と拠点 ……32

2. 公共交通軸と居住を推進する地区 ……36

3. 数値目標の設定 ……40

第3章 分野別のまちづくりの方針 ……42

1. 土地利用の方針 ……42

2. 交通体系の整備方針 ……54

1 道路 ……54**2** 新幹線・空港・港湾 ……57**3** 公共交通 ……59

3. 公園緑地の整備方針 ……63

4. レクリエーション拠点の整備方針 ……66

5. その他の都市施設の整備方針 ……68

1 下水道 ……68**2** 上水道 ……69**3** 河川 ……70

6. その他のまちづくりの方針 ……71

1 ユニバーサルデザイン・バリアフリー 71**2** 都市環境・景観 ……72**3** 防災 ……74**第4章 まちづくりの推進方策** ……76

1. まちづくりの基本的な進め方 ……76

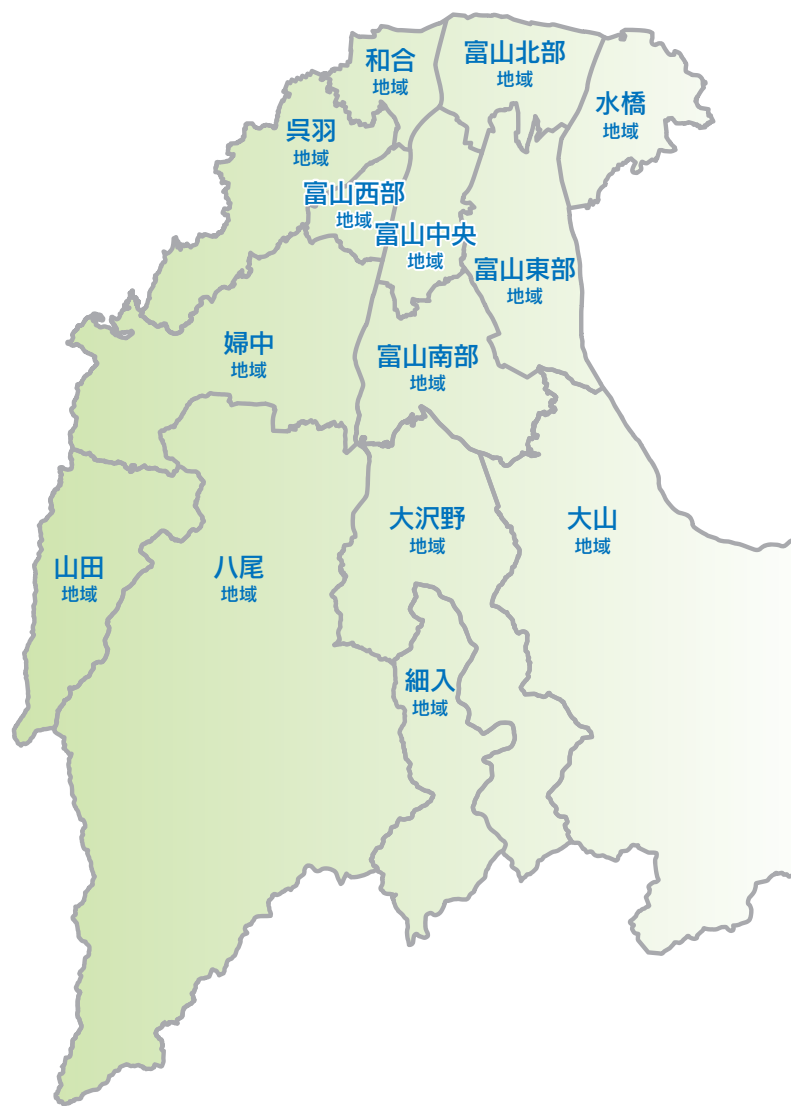
2. コンパクトなまちづくりの実現に向けた取組み…77



第2編 地域別構想 ……79

| | |
|---------------|-----|
| 第1章 富山中央地域 …… | 81 |
| 第2章 富山北部地域 …… | 85 |
| 第3章 和合地域 …… | 89 |
| 第4章 呉羽地域 …… | 92 |
| 第5章 富山西部地域 …… | 96 |
| 第6章 富山南部地域 …… | 100 |
| 第7章 富山東部地域 …… | 104 |
| 第8章 水橋地域 …… | 108 |
| 第9章 大沢野地域 …… | 112 |
| 第10章 大山地域 …… | 116 |
| 第11章 八尾地域 …… | 120 |
| 第12章 婦中地域 …… | 124 |
| 第13章 山田地域 …… | 128 |
| 第14章 細入地域 …… | 131 |

資料編 ……135

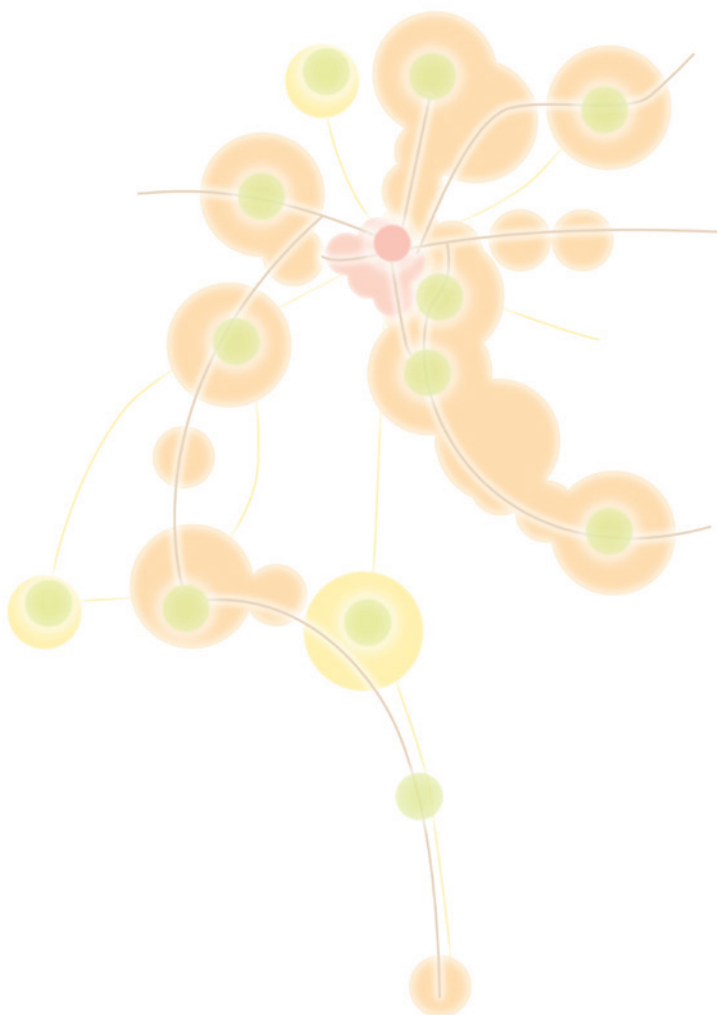


序

はじめに

第1章 都市マスタープランとは

第2章 富山市の概況



第1章

都市マスタープランとは

1 目的

都市マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すものです。

「富山市都市マスタープラン」は、これからのまちづくりの方針として、目指すべき都市像と取組みの方向を明確にし、実現していくことを目的として策定します。

都市マスタープランの役割

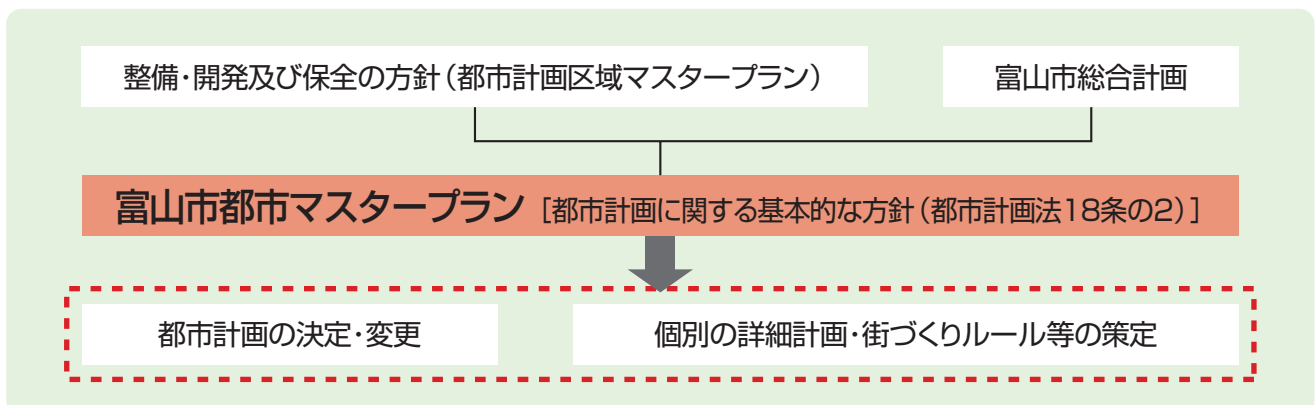
| | |
|-------------------|--|
| 都市の将来像の明示 | 実現すべき具体的な都市像を示し、市民や事業者などの主体が共有する都市づくりの目標を設定します。 |
| 市町村が定める都市計画の根拠 | 将来像を実現する手法の一つとして、富山市が定める都市計画を決定・変更する際の根拠となります。 |
| 都市計画の総合性・一体性の確保 | 土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地の整備・改善など個々の都市計画の相互関係を調整し、総合的・一体的な都市づくりの方針となります。 |
| まちづくりに対する市民の理解の促進 | 市民や事業者などの主体が、都市の課題や方向性について合意することにより、各種都市計画事業や規制誘導への協力・参加を促進します。 |

2 位置付け

本市のまちづくりの上位計画としては、「富山市総合計画」と、富山県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）があります。「富山市都市マスタープラン」は、これらの計画に即し、将来のまちづくりの方針を明らかにするものです。

また、土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地の整備・改善など個別の都市計画に対しては、「富山市都市マスタープラン」が上位の位置付けとなります。

都市マスタープランの位置付け



3 対象区域

「富山市都市マスタープラン」は、主として都市計画区域を重点的に扱いますが、富山市全域を対象とします。

4 目標年次

「富山市都市マスタープラン」は、長期的なまちづくりの基本方針を示すものであり、概ね2025年(H37)を目標としています。計画の策定から10年目を迎えた2018年(H30)には、上位計画等の改定を踏まえ、都市づくりに関わる施策・事業の進捗による時点的な修正を行うため、富山市都市計画マスタープランの一部見直しを行いました。

5 構成

「富山市都市マスタープラン」は、都市全体に関わる基本的な方針を定める「全体構想」と、富山市を14地域に分け、各地域に関わる基本的な方針を定める「地域別構想」を中心として構成されています。

第1編 全体構想

- 第1章 まちづくりの理念と目標
 - 1. 富山市の市街地の特性
 - 2. まちづくりの理念
 - 3. まちづくりの目標
 - 4. コンパクトなまちづくりの生活像
- 第2章 将来都市構造
 - 1. 地域生活圏と拠点
 - 2. 公共交通軸と居住を推進する地区
 - 3. 数値目標の設定
- 第3章 分野別のまちづくり方針
 - 1. 土地利用の方針
 - 2. 交通体系の整備方針
 - 3. 公園緑地の整備方針
 - 4. レクリエーション拠点の整備方針
 - 5. その他の都市施設の整備方針
 - 6. その他のまちづくりの方針
- 第4章 まちづくりの推進方策
 - 1. まちづくりの基本的な進め方
 - 2. コンパクトなまちづくりの実現に向けた取組み

第2編 地域別構想

- 第1章 富山中央地域
- 第2章 富山北部地域
- 第3章 和合地域
- 第4章 呉羽地域
- 第5章 富山西部地域
- 第6章 富山南部地域
- 第7章 富山東部地域
- 第8章 水橋地域
- 第9章 大沢野地域
- 第10章 大山地域
- 第11章 八尾地域
- 第12章 婦中地域
- 第13章 山田地域
- 第14章 細入地域

第2章

富山市の概況

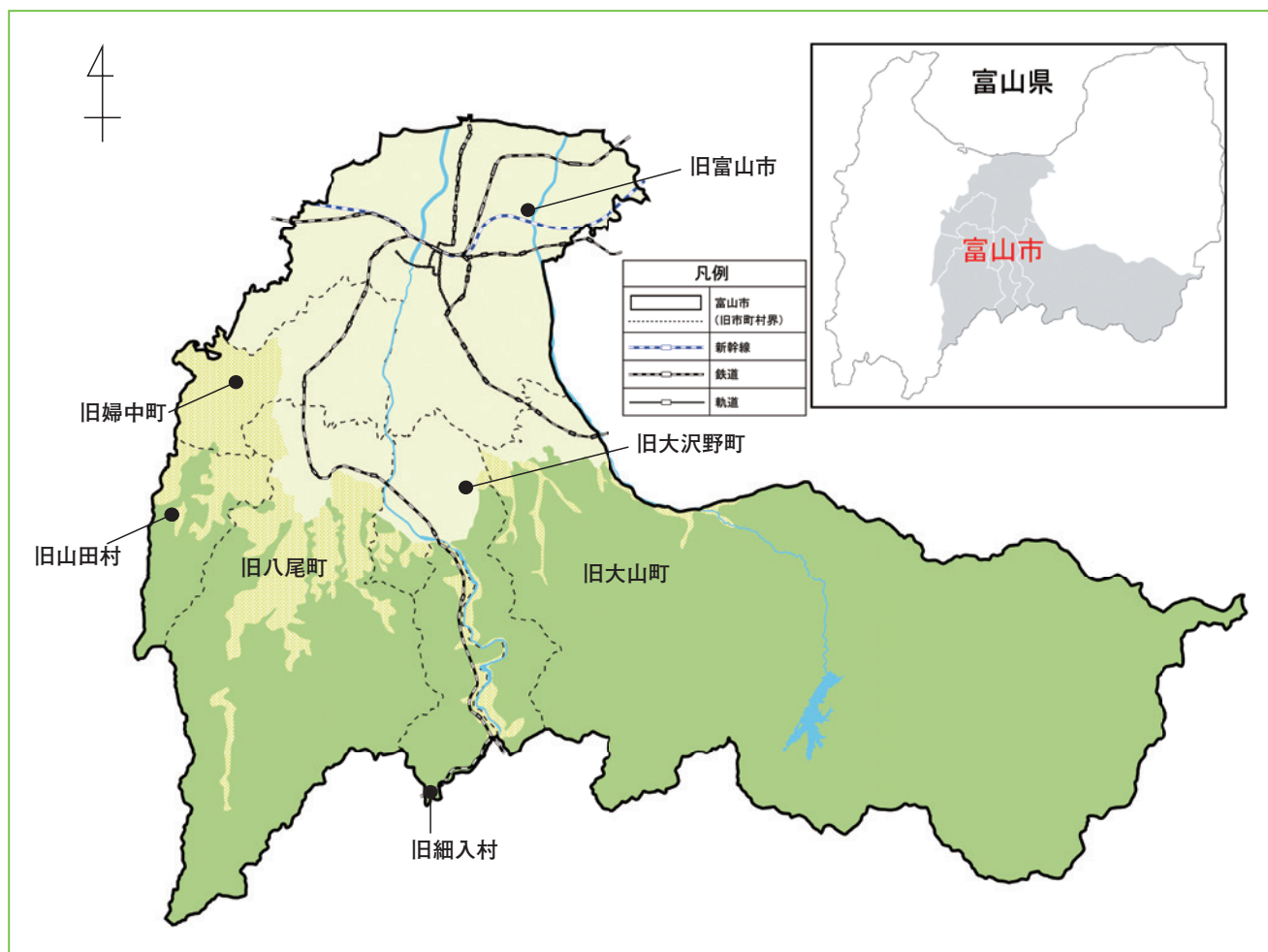
1 位置・地勢・沿革

本市は、富山県の中央部に位置し、県都として、また、日本海側有数の中核都市として発展してきました。1996年（H8）に旧富山市が中核市に指定され、2005年（H17）4月には、7市町村（富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村）が合併し、新しい「富山市」となりました。

現在、本市は市域が東西60km、南北43kmに及び、その面積は1,241.77km²となっています。本市の総面積は、富山県の約3割を占めており、国内において最大級の面積の市となっています。

また、海拔0m（富山湾）から2,986m（水晶岳）までの多様な地形を有し、河川の上流・水源地域から下流までが一体となった都市となっています。

富山市の位置等



2 都市計画の現状

2005年（H17）年4月の市町村合併により、本市には、富山高岡広域都市計画区域、大沢野都市計画区域、大山都市計画区域、八尾都市計画区域の4つの都市計画区域が併存していましたが、2016年（H28）に大沢野都市計画区域、大山都市計画区域、八尾都市計画区域を統合した富山南都市計画区域が設定され、現在は2つの都市計画区域となっています。

富山高岡広域都市計画区域は、線引き制度^{注)}を導入している一方、富山南都市計画区域は、非線引きの都市計画区域となっています。旧大沢野町、旧大山町、旧八尾町、旧婦中町の地域には都市計画区域外もあります。また、旧山田村、旧細入村の地域は全域が都市計画区域外となっています。

線引き区域と非線引き区域、都市計画区域と区域外が併存するため、ひとつの市の中に土地利用規制の厳しい区域と緩い区域が存在しています。

注) 線引き制度：都市計画法に基づく制度で、計画的なまちづくりを誘導するため、市街化を図る区域と抑制する区域に分け、段階的かつ計画的に市街化を図ろうとするもの。

都市計画区域の状況

